

◆新型コロナウイルス対策を受けた総会運営等に係る林野庁Q&Aの更新について

標記の件について、令和2年5月8日付けで林野庁HPに掲載中の「総会運営等に係るQ&A」が更新されましたので、ご案内します。

各森林組合におかれましては、出席者を限定した形での総代会開催の準備をされていることと思いますので、参考までにお目通しください。

なお、今回更新された箇所は別紙Q4です。この件を活用した場合の実務の取扱いについては、以下の通りです。

1. 理事会における書面等の活用

今般の取扱いについては、新型コロナウイルス感染防止といった緊急事態下における対応であり、可能な限り理事会については実際に対面で開催すべきであるところ、なお理事会の開催がままならない状況下にある場合において理事会の決議事項に対する全理事の賛成同意をもって選択しうる手法である（決議につき反対の意思表示があった場合にあっては、協議を要することから適用できない）。

本手法を適用する場合にあっては、総（代）会の招集及び附議すべき事項など、緊急を要する事項に限って取り扱うこととする。また、当該附議事項についての正式な決議については一定収束して開催可能となった理事会等において、書面による全員の賛成同意が確認された時点に遡及して効力を生じることとされているものであり、書面による意思表示を行う行為を別途の理事会として扱うものではない（例：6月1日に書面同意⇒7月1日に理事会開催の場合、招集手続や議事録作成は7月1日理事会のものにつき要する）。

なお、当該取扱いをした場合、①書面同意⇒②総代会（書面議決基本）⇒③理事会といった順になることも想定されるが、趣旨に鑑み許容されうるものとする。

※参考：別添）書面同意時提示事項ならびに同意書面例

2. 一定収束後に開催可能となった理事会における議案附議

一定収束後に開催される理事会においては、通常附議すべきであった議案を附議するとともに、「本議案については、新型コロナウイルス感染防止の観点から〇月〇日にあらかじめ賛成の同意を受けたものである」旨説明し、正式な決議を行う。

◆労働保険年度更新期限の延長について

4月27日付けでご案内しました「労働保険年度更新」について、三重県労働局より、新型コロナウイルス感染症に係る影響を考慮し、期限を8月31日まで延長する旨連絡がありましたので、ご案内します。

◆新型コロナウイルス感染症に係る情報提供について

三重県では、新たな感染者の報告がないことを鑑み、県内の移動自粛を求めないなど、緊急措置を一定程度緩和すると発表されました。しかし、人口密集地では依然として多数の感染者が発生しておりますので、引き続き感染予防にご留意ください。

参考までに、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による報道発表資料について添付しますので、ご覧ください。